

議事録

会議名：海岸法、漁業漁港整備法、財産法についての勉強会

場所・日時：4月18日、午後1時半～3時半、参議院議員会館にて

政府側説明員の出席者：

国土交通省河川局海岸室 青木課長補佐、村岡氏、西澤課長補佐
農林水産省水産庁計画課 豊島課長補佐、防災漁村課 伊東課長補佐、百瀬氏、三浦氏
財務省理財局国有財産審理室 中尾課長補佐、ほか1名

推進会議委員の出席者：

折原代表、荒井委員、岩本委員、高橋委員ほか市民数名

記録：高橋一紀

海岸法についての質疑

質問：海岸法の趣旨（景観を守れるか）

回答：景観を守ることを念頭にしていない（景観については、8条の2の1、2、3のみ、施設は景観に配慮）

質問：なぜ平米10トンを超えるものを建ててはならないのか。

回答：わからない（調べたが古い法律なので平米10トンの根拠は不明だった）

質問：海岸の防護とは何か

回答：海岸侵食を防止すること（文言にはないが、背後の生命財産を守ることにつながる）

質問：海岸保全区域における建築許可基準として、景観という審査基準はあるか。

回答：ない。

質問：海岸保全区域の廃止はどのような手続きか

回答：漁港管理者と県で協議して決めるが、その過程で住民に相談する仕組みは海岸法にはない。

質問：海岸保全区域の変更などの要件は？

回答：海岸保全区域は海岸の形状が変わるなど客観的な変化がないと区域変更・廃止が出来ません。

質問：これまでに、海岸保全区域が変更または廃止されたことがあるか。

回答：全国に1件もない（後日回答）。

質問：海岸保全区域は私権を制限することとなるが、その点に配慮はあるか。

回答：海岸線から50mを超えて設定はできないという点において考慮しているだけ。

質問：漁港区域はなぜ市町村に管理させるのか。

回答：地元のことについては地元が詳しいので、管理させるという趣旨。

質問：条文にある海岸保全施設等の「等」とは何か

回答：車止め、柵などを想定している。

質問：天然の浜は海岸保全施設に該当するか

回答：ならない。人工的に養浜した浜を指す。

質問：景観に考慮して、海岸法は改正されたのではないのか。

回答：動植物の保護、油汚染などを念頭においたものであるが、景観などは念頭においていない。

漁港漁場整備法（漁港法）についての質疑

質問：漁港区域の変更はどのような手順か

回答：市町村長が農林水産大臣と協議、海岸管理者と協議することから始まる。

質問：海岸法と漁港法とどちらが優先するのか

回答：海岸法

質問：漁港法の趣旨は

回答：水産業の発展のため・・・

質問：漁港区域とは

回答：第2条に記載（天然、水域、陸域などが漁港に適したところ）

質問：陸域になぜ漁港区域を設定するのか

回答：網干し場や道路などの確保のために、将来の利用をにらんで設定することもできる

質問：漁港を廃止した場合に補助金は返還する必要があるのか。

回答：底地は返還の必要があるが、市有地との交換でもかまわない。それ以外の施設などは原価消却分をのぞいて返還

する必要がある。また、護岸などは永久構造物であるので、全額返還となる。

質問：護岸などを老朽化のために、改築するとしたら、補助金の返還の必要はあるか

回答：老朽化のための改築と称して棧橋とか利用者の使いやすい形に変えていくのであれば、社会資本の維持更新のという観点から補助金の返還もなく改築できるのではないか。

質問：漁港でのプレジャーボート利用は認められるのか。

回答：漁船の利用が優先だが、認められる。

国有財産法について

質問：国有地払い下げの一般的手続きは？

回答：財務省が担当するのは、各省庁が必要として持っている「行政財産」が不要（用途廃止という）となって「普通財産」に引き継がれてからで、基本的に一般競争入札となる（以下省略）。

質問：茅ヶ崎フィッシュセンターの払い下げの経緯は？

回答：平成14年11月に農林水産省が用途廃止を財務省に通知してからしか関知しない。

質問：なぜ随意契約で売却されたのか

回答：法律に則っている（フィッシュセンターが国から許可を得て、永続的使用に耐えられる建物を利用している者であるので、この人に売るときは随意契約ができる）

質問：払い下げの条件に用途指定はないのか

回答：法律に則っている（フィッシュセンターが国から許可を得て、永続的使用に耐えられる建物を利用している者であるので、この人に売るときは用途指定しないことができる）

質問：払い下げを受けた人が転売をすることを規制できないのか

回答：現法律ではできない（地価の上昇が投機的になっているときには転売の制限を設けていた）。

質問：今後の茅ヶ崎漁港後背地の払い下げについては？

回答：A地区の用途と実態との乖離は、昭和50年代に大蔵省がはじめて改善を指摘したのち、何度も指摘してきた。

質問：財務省は、普通財産にして、その土地を売って行くことを推進したら、同様な景観悪化問題が頻発するが、売却に制限をつけるなどの改善はしないのか

回答：現在、国有財産法の見直し時期にあたり、検討中であるが、国としては、不要な土地の売却を進める方針である。普通財産となったら、民と民との土地取引を同じになり、不平等にならないようにする必要もある。景観、環境保全、まちづくりは地方公共団体、市町村で条例をつくるなりしてください。国は地方に指示はできない。

質問：用途指定はだれがしたのか

回答：実質的に茅ヶ崎市

質問：用途廃止は誰がするのか。

回答：実質的に茅ヶ崎市

質問：農水省名義の土地を国土交通省名義の土地に換えて、市に無償譲渡することは可能か？

回答：譲渡可能だが、無償かどうかは手持ち資料では不明なので、あらためて、調べて連絡する（無償譲渡できると後日回答）。

以上